

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

香川県人事委員会委員長 柳瀬治夫

## 香川県人事委員会規則第26号

### 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（特地勤務手当の月額）</p> <p>第3条 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、<u>次の各号に掲げる特地公署の級別区分</u>に応じ、<u>当該各号</u>に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6級地 100分の25<br/>（2） 5級地 100分の20<br/>（3） 4級地 100分の16<br/>（4） 3級地 100分の12<br/>（5） 2級地 100分の8<br/>（6） 1級地 100分の4</p> | <p>（特地勤務手当の月額）</p> <p>第3条 特地勤務手当の月額は、<u>特地勤務手当基礎額に、別表の級別区分（前条の人事委員会が定める公署にあっては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）</u>に応じ、<u>次に定める支給割合</u>を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>6級地 100分の25<br/>5級地 100分の20<br/>4級地 100分の16<br/>3級地 100分の12<br/>2級地 100分の8<br/>1級地 100分の4</p>   |
| <p>2 前項の<u>特地公署の級別区分</u>は、別表に定めるとおり（前条の人事委員会が定める公署にあっては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）とする。</p>   | <p>2 前項の<u>特地勤務手当基礎額</u>は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）</u>とする。</p> <p>（1） 職員が特地公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日（職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）<br/>（2） 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特地公署に該当することとなったとき その該当することとなった日<br/>（3） 職員がその勤務する特地公署の移転に伴って住居を移転した場合に</p> |

において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年減額改定対象職員（適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則別表第3の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員をいう。次条第3項第1号において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第53号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けた給料及び」とする。

(2) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年減額改定対象職員（適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員（平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定の適用を受けない職員に限る。）又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員をいう。次条第3項第2号において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第34号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けた給料及び」とする。

| 給料表              | 職務の級      | 号給                 |
|------------------|-----------|--------------------|
| <u>行政職給料表</u>    | <u>1級</u> | <u>1号給から93号給まで</u> |
|                  | <u>2級</u> | <u>1号給から64号給まで</u> |
|                  | <u>3級</u> | <u>1号給から48号給まで</u> |
|                  | <u>4級</u> | <u>1号給から32号給まで</u> |
|                  | <u>5級</u> | <u>1号給から24号給まで</u> |
|                  | <u>6級</u> | <u>1号給から16号給まで</u> |
|                  | <u>7級</u> | <u>1号給から4号給まで</u>  |
| <u>公安職給料表</u>    | <u>1級</u> | <u>1号給から92号給まで</u> |
|                  | <u>2級</u> | <u>1号給から84号給まで</u> |
|                  | <u>3級</u> | <u>1号給から72号給まで</u> |
|                  | <u>4級</u> | <u>1号給から56号給まで</u> |
|                  | <u>5級</u> | <u>1号給から32号給まで</u> |
|                  | <u>6級</u> | <u>1号給から24号給まで</u> |
|                  | <u>7級</u> | <u>1号給から16号給まで</u> |
|                  | <u>8級</u> | <u>1号給から4号給まで</u>  |
| <u>研究職給料表</u>    | <u>1級</u> | <u>1号給から96号給まで</u> |
|                  | <u>2級</u> | <u>1号給から72号給まで</u> |
|                  | <u>3級</u> | <u>1号給から40号給まで</u> |
|                  | <u>4級</u> | <u>1号給から24号給まで</u> |
|                  | <u>5級</u> | <u>1号給から4号給まで</u>  |
| <u>医療職給料表(二)</u> | <u>1級</u> | <u>1号給から85号給まで</u> |
|                  | <u>2級</u> | <u>1号給から72号給まで</u> |
|                  | <u>3級</u> | <u>1号給から56号給まで</u> |
|                  | <u>4級</u> | <u>1号給から44号給まで</u> |
|                  | <u>5級</u> | <u>1号給から28号給まで</u> |
|                  | <u>6級</u> | <u>1号給から12号給まで</u> |
| <u>医療職給料表(三)</u> | <u>1級</u> | <u>1号給から96号給まで</u> |
|                  | <u>2級</u> | <u>1号給から80号給まで</u> |
|                  | <u>3級</u> | <u>1号給から56号給まで</u> |
|                  | <u>4級</u> | <u>1号給から44号給まで</u> |
|                  | <u>5級</u> | <u>1号給から28号給まで</u> |
|                  | <u>6級</u> | <u>1号給から8号給まで</u>  |

|          |    |             |
|----------|----|-------------|
| 大学教育職給料表 | 1級 | 1号給から72号給まで |
|          | 2級 | 1号給から52号給まで |
|          | 3級 | 1号給から40号給まで |
|          | 4級 | 1号給から12号給まで |

(3) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年12月31日までの間にある職員（その日に平成23年減額改定対象職員（適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員（平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定の適用を受けない職員に限る。）又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員をいう。次条第3項第3号において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第40号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けた」とする。

| 給料表    | 職務の級 | 号給           |
|--------|------|--------------|
| 行政職給料表 | 1級   | 1号給から93号給まで  |
|        | 2級   | 1号給から76号給まで  |
|        | 3級   | 1号給から60号給まで  |
|        | 4級   | 1号給から44号給まで  |
|        | 5級   | 1号給から36号給まで  |
|        | 6級   | 1号給から28号給まで  |
|        | 7級   | 1号給から16号給まで  |
|        | 8級   | 1号給から4号給まで   |
| 公安職給料表 | 1級   | 1号給から104号給まで |
|        | 2級   | 1号給から96号給まで  |
|        | 3級   | 1号給から84号給まで  |
|        | 4級   | 1号給から68号給まで  |
|        | 5級   | 1号給から44号給まで  |

|                  |                               |
|------------------|-------------------------------|
| <u>6級</u>        | <u>1号給から36号給まで</u>            |
| <u>7級</u>        | <u>1号給から28号給まで</u>            |
| <u>8級</u>        | <u>1号給から16号給まで</u>            |
| <u>9級</u>        | <u>1号給から4号給まで</u>             |
| <u>研究職給料表</u>    | <u>1級</u> <u>1号給から108号給まで</u> |
|                  | <u>2級</u> <u>1号給から84号給まで</u>  |
|                  | <u>3級</u> <u>1号給から52号給まで</u>  |
|                  | <u>4級</u> <u>1号給から36号給まで</u>  |
|                  | <u>5級</u> <u>1号給から16号給まで</u>  |
| <u>医療職給料表(二)</u> | <u>1級</u> <u>1号給から85号給まで</u>  |
|                  | <u>2級</u> <u>1号給から84号給まで</u>  |
|                  | <u>3級</u> <u>1号給から68号給まで</u>  |
|                  | <u>4級</u> <u>1号給から56号給まで</u>  |
|                  | <u>5級</u> <u>1号給から40号給まで</u>  |
|                  | <u>6級</u> <u>1号給から24号給まで</u>  |
|                  | <u>7級</u> <u>1号給から8号給まで</u>   |
| <u>医療職給料表(三)</u> | <u>1級</u> <u>1号給から108号給まで</u> |
|                  | <u>2級</u> <u>1号給から92号給まで</u>  |
|                  | <u>3級</u> <u>1号給から68号給まで</u>  |
|                  | <u>4級</u> <u>1号給から56号給まで</u>  |
|                  | <u>5級</u> <u>1号給から40号給まで</u>  |
|                  | <u>6級</u> <u>1号給から20号給まで</u>  |
|                  | <u>7級</u> <u>1号給から4号給まで</u>   |
| <u>大学教育職給料表</u>  | <u>1級</u> <u>1号給から84号給まで</u>  |
|                  | <u>2級</u> <u>1号給から64号給まで</u>  |
|                  | <u>3級</u> <u>1号給から52号給まで</u>  |
|                  | <u>4級</u> <u>1号給から24号給まで</u>  |

4 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職

員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。) 以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの

同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けいた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けいた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 略

2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

略

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 略

2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下同じ。）に受けいた給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

略

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 異動等の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年減額改定対象職員であった者に限る。）前項中「受けいた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に

関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第53号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに異動等の日に受けていた」とする。

（2）異動等の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年減額改定対象職員であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第34号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正条例第3条の規定による改正後の平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに異動等の日に受けていた」とする。

（3）異動等の日が平成23年4月1日から同年12月31日までの間にある職員（その日に平成23年減額改定対象職員であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第40号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正条例第3条の規定による改正後の平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに異動等の日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

（1）育児短時間勤務職員等以外の職員であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を異動等の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び異動等の日に受けていた」とする。

（2）育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項中「受けていた給料及び」と

あるのは「受けていた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び異動等の日に受けていた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

第5条 給与条例第11条の3第2項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国家公務員
- (2) 職員以外の地方公務員
- (3) 沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に使用される者
- (4) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- (5) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

2 給与条例第11条の3第2項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなった職員とする。

3 給与条例第11条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定による採用（当該採用の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける場合に限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

(2) 略

- (3) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に職員派遣から職務に復帰し、又は新たに給料表の適用を受ける職員となって、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

## 第5条 略

(1) 略

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に職員派遣から職務に復帰し、又は新たに給料表の適用を受ける職員となって、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(3) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下この条において「適用日」という。）の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第11条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）

(4) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、適用日の前日に給与条例第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(5) 略

2 略

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 適用日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第1号に規定する職員 当該職員が職務に復帰した日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

(4) 職員の定年等に関する条例第13条の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第11条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの

(5) 職員の定年等に関する条例第13条の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に給与条例第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(6) 略

4 給与条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日又は職員の定年等に関する条例第13条の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項並びに附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第4号までにおいて同じ。）並びに附則第7項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第1号又は第2号に規定する職員 当該職員が職員の定年等に関する条例第13条の規定による採用をされた日又は職務に復帰した日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第

- (4) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日在勤する公署が、当該職員の職務に復帰した日又は適用日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第3号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第4号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額
- (7) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

(端数計算)

第6条 第3条第1項の規定による特地勤務手当の月額又は第4条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。給与条例第16条に規定する特地勤務手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

## 附 則

- 2項並びに附則第7項の規定により支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第3号に規定する職員 当該職員の指定日在勤する公署が、当該職員の職務に復帰した日、給料表の適用を受けることとなった日又は職員の定年等に関する条例第13条の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第5号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
- (7) 前項第6号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

(端数計算)

第6条 第3条の規定による特地勤務手当の月額又は第4条（第1項を除く。）の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。給与条例第16条に規定する特地勤務手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(特地公署等の見直し)

第6条の2 特地公署及び準特地公署並びに級別区分については、5年ごとに見直すのを例とする。

## 附 則

- (給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)
- 4 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受

けていた」とする。

5 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当の月額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

6 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、異動等の日ににおいて当該職員以外の職員であったものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けている給料及び」とあるのは、「受けている給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けている」とする。

7 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第4項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月25日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。  
(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置等)
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第45号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、令和4年4月1日以前に改正前の特地勤務手当等に関する規則第5条第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって、職員の給与に関する条例第11条の2第1項に規定する特地公署又は同条例第11条の3第1項に規定する準特地公署に在勤することになったことに伴って住居を移転した職員として令和7年改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第11条の3第2項の適用の際現に令和7年改正条例第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第11条の3第2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給されているものとする。
- 3 令和7年改正条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第5条第2項の適用については、同項第1号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和7年4月1日以後の期間」とする。
- 4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。  
(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 5 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年香川県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>附 則</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)</p> <p>3 <u>第5条第1項第1号及び第2号</u>の規定は、令和7年4月1日以後に採用された定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等について適用する。</p> <p>4 <u>第5条第1項第3号</u>の規定は、令和7年4月1日以後に定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員等として採用され、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。</p> <p>5 <u>第5条第1項第4号</u>の規定は、令和7年4月1日以後に定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員等として採用され、当該採用の日の前日に支給されていた給与条例第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。</p> | <p>附 則</p> <p><u>(改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第3条第2項から第4項まで、第4条第2項から第4項まで並びに第5条第3項及び第4項の規定を適用する。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)</p> <p>4 <u>改正後の第5条第3項第1号から第3号までの規定は、令和7年4月1日以後に採用された定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等について適用する。</u></p> <p>5 <u>改正後の第5条第3項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員等として採用され、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。</u></p> <p>6 <u>改正後の第5条第2項第5号の規定は、令和7年4月1日以後に定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員等として採用され、当該採用の日の前日に支給されていた給与条例第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。</u></p> |